

基準指数表

(令和8年度)

児童名	年齢	歳児	園名	保育園		備考
				父	母	
事項			点数			
			父	母		
親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁		11	11		
	離婚・未婚・その他		10	10		
①労働	就労・就労内定	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の就労	10	10	就労証明書	
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の就労	8	8		
		月20日以上かつ 1日5時間以上の就労	8	8		
		月64時間以上の就労	7	7		
②妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで		—	6	母子健康手帳の写し	
③傷病・障がい等	傷病	入院、おおむね1か月以上	10	10	医師の診断書	
		居宅内療養	常時病臥	10		10
	一般療養		安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)			6
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級		10		10
身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2・3級		6	6			
④同一世帯の病人等の介護	入院その他施設等付添	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の付添	10	10	医師の診断書、介護被保険者証の写し、障害者手帳の写し等	
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の付添	8	8		
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護・介護認定(3~5)		10		10
上記以外の介護の場合		4	4			
⑤災害	災害等による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合		10	10	罹災証明書	
⑥求職活動	求職(開業準備含む)のため、外出を常態		3	3	確約書	
⑦就学 職業訓練	通学	卒業後に就労を目的とする月64時間以上の就学等	6	6	在学証明書、カリキュラムのわかる書類等	
⑧育児休業 (在園児のみ適用)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 育児休業の対象となる子が満2歳になる月の月末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合、合計6点となります。		6		就労証明書	
市役所記入欄					※①~⑧までの要件ごとに採点し、合算しない。	
減点要件	保育料等に滞納がある場合		-8			
	市や施設に相談なく保育料等に滞納がある場合		-12			
市役所記入欄			加減合計			

保護者それぞれに、保育を必要とする項目に応じた基準指数を求め、加算・減点分を合算して当該世帯の指数とする。

※ 13点以上が保育の必要性の要件となる。